不法投棄等の支障除去等について

不法投棄等の不適正処分

(廃棄物処理法の処理基準(法第12条第1項又は法第12条の2第1項)に違反する処分)

生活環境保全上の支障又は生ずるおそれ

(原因者が確知できない場合等)

都道府県知事等による措置命令

【法19条の5 法19条の6】

(支障の除去等を命令)

(原因者による支障除去等の措置が講じられない等)

原因者による支障の除去等

都道府県等による行政代執行 【法19条の8】

(知事等の裁量。費用は原因者に求償)

↓(都道府県等が要した費用について支援)

産業廃棄物適正処理推進基金による財政支援

【法第13条の13第5号 法第13条の15】

(平成10年6月17日(改正法施行日)以降の不法投棄等について(*1)) 補助率:7/10(*2) 交付税算入率:80%

- *1 平成10年6月16日以前の不法投棄等については産廃特措法に基づく支援
- *2 平成24年度までに支援が決定した事案については補助率3/4